

特定非営利活動法人 移動ネットおかやま
福祉有償運送等運転者講習実施要項

1. 目的

平成 18 年 10 月 1 日施行の改正道路運送法により、道路運送法施行規則第 49 条に掲げる福祉有償運送、交通空白地有償運送（講習の認定要領一部改正 令和 2 年 11 月 27 日）の自家用有償旅客運送（以下「福祉有償運送等」という。）に従事する運転者のうち、第 1 種運転免許所持者は、国土交通大臣が認定する講習（以下「認定講習」という。）等を修了していることとなりました。特定非営利活動法人移動ネットおかやまが、国土交通大臣認定講習実施機関として、福祉有償運送等の運転者の認定講習を実施して、岡山県で行われている福祉有償運送等の円滑な実施を図ることを目的とします。

2. 受講対象者及び条件

- ①道路運送法第 79 条登録及び第 78 条許可事業所の運転者または、第 1 種運転免許所持者で福祉有償運送等を行おうとされている方。
- ②講習の全課程を受講できること。
- ③四輪自動車運転免許を所持し、取消処分又は停止処分の期間中にない者。
- ④事前に申込書の提出及び所定の手続きが済んでいること。

3. 受講上の注意事項

- ①申込書は、記入漏れのないように全ての項目にご記入ください。
- ②受講日の 10 日前までに申し込んでください。
※受付期間中でも定員になり次第、申込みをお断りする場合があります。
- ③申込みのない人の代理受講はできません。
- ④車輛の運転実技がありますので、運転免許証は必ずご持参ください。
※運転免許止処分又は取消処分中で運転できない方は受講できません。
- ⑤一科目でも欠席した場合は、全課程受講とはならず、修了証の交付はできません。
この場合、受講料の返金はできませんが、次回の講習会で同じ科目を受講された場合のみ修了証を交付します。
- ⑥各講義で遅刻、途中退席した場合も、全課程受講とは認められない場合がありますので、十分ご注意ください。
- ⑦各講義等で、受講態度が著しく悪い場合や他人や施設への迷惑行為が発覚した場合は、受講をお断りする場合がありますので、十分ご注意ください。
- ⑧テキストは、その都度改正されていますので、受講料金はテキスト代を含んでいます。
- ⑨実技講習がありますので、動きやすい服装・履物で受講してください。

4. 講習の内容(カリキュラム別紙)

講習の内容は、「法律・制度」「安全な運転と緊急時対応」「利用者の理解と接遇・介助」などで、福祉有償運送は 2 日間、交通空白地有償運送は 1 日程度のカリキュラムとなります。

その他、福祉有償運送でセダンを運転する人は、別にセダン講習を受講しなければなりません。ただし、介護福祉士及び介護職員初任者研修、ヘルパー、ガイドヘルパー、重度訪問介護等の資格所持者は受講が免除されます。

※福祉有償運送運転者講習は、交通空白地有償運送の運転者講習を含むことになりました。

(講習の認定要領一部改正 令和2年11月27日)

5. 修了証の交付

全課程を滞りなく受講された方に、国土交通大臣認定講習実施機関として修了証を交付いたします。

6. 日程

4月、7月、10月、1月の年4回程度の開催を予定しています。

※年度により、開催月を変更する場合があります。また、年2回（4月・10月）は、1日での講習を計画しています。その場合の時間は10時から19時10分までとなります。

ただし、セダン講習ができませんので、セダン講習を希望される方は、別の日程の2日目の午後から行いますセダン講習を受講してください。（介護の資格を有する方は、セダン講習は不要です。）

7. 費用

別紙のとおり

8. 募集方法

- ①移動ネットおかやまのホームページに掲載
- ②岡山県障害福祉課のホームページに掲載

9. 申込み・問い合わせ

- ・別紙の申込書にご記入のうえ、下記までお申込み下さい。
(修了証を発行いたしますので、漢字等に誤りのないようにご注意ください。)
- ・岡山県新見市哲西町矢田 3604 NPO きらめき広場内 移動ネットおかやま事務局
TEL 0867-94-2143 FAX 867-94-2100 Email: idonet@npo-kirameki.jp

10. 締切

各受講日の10日前まで

11 主催

特定非営利活動法人 移動ネットおかやま

12. その他

ホームページに掲載して、随時広報します。 <http://www.idonet-okayama.com/>

附則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要綱の改正は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

3 この要綱の改正は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

4 この要項の改正は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

5 この要項の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。